

<主な改定内容（測量業務共通仕様書）>

- 「第 106 条 業務の実施」を追加。【第 106 条関係】
- 業務実績情報システム（テクリス）の登録申請を閉庁日を除き 10 日以内→15 日（休日等を除く） 以内に変更。【第 111 条関係】
- 業務計画書の提出を契約締結後 15 日以内→14 日（休日等を含む） 以内に変更。【第 113 条関係】
- 個人情報の取り扱いとして、管理体制を定め、また、行政情報流出防止対策の強化として、「情報管理責任者」を選任及び配置し、業務計画書に記載することを追加。【第 132 条、第 137 条関係】
- 成果品→成果物に名称変更。
- その他、語句等の修正。